

市長会見の項目（概要）

と き：令和2年5月7日(木)14:00～

ところ：市政記者室

新型コロナウイルス感染症に対するこの間の主な取組と補正予算について

<担当：政策企画室企画部政策企画担当 電話：06-6208-9710>

【フリップあり】

<新型コロナウイルス感染症に対するこの間の主な取組と補正予算について>

- ◆ 新型コロナウイルス感染症に対する様々な取組をこの間進めており、今後も「感染拡大防止対策」、「市民の生活とくらしを守り、安全・安心を確保」、「経済を支える事業者への支援」の3つの大きな柱のもと進めていく。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策に関する令和2年度補正予算は、3,078億円（一般会計）となっている。
- ◆ 内訳については、

| | | |
|------------|----------------|---------------|
| ・ 第1回補正予算 | （急施専決）：休業要請支援金 | 92億5,300万円 |
| ・ 第2回補正予算 | （急施専決）：特別定額給付金 | 2,772億6,500万円 |
| ・ 第3回補正予算案 | ：感染拡大防止対策等 | 213億1,100万円 |
- ◆ その他、予算措置を伴わない取組についても多岐に渡って実施しており、主な取組については、次のとおりである。

<感染拡大防止対策～検査体制の強化と感染の早期発見～>

- ◆ 1つ目の柱「感染拡大防止対策」については、まず「検査体制の強化と感染の早期発見」において、「PCR検査に係る公費負担（5月補正：8億1,400万円）」は、感染確認のためのPCR検査にかかる大阪健康安全基盤研究所等への検査委託や市民が医療機関で受診し検査を受けた際の検査代（保険適用自己負担分）を公費で負担する。
- ◆ 「大阪健康安全基盤研究所における検査体制の強化（5月補正：2,200万円）」については、PCR検査のニーズが増加しているため、リアルタイムPCR機器等の検査機器を追加購入するなど、検査体制を強化する。
- ◆ 「ドライブスルー方式による検査」については、新型コロナ受診相談センターへ相談し、症状から新型コロナウイルス感染症が疑われる患者のうち、保健所長が検査が必要と判断した者を対象に、車から降りず、窓をあけて検査を実施するドライブスルー検査を行う。大阪府・大阪府医師会・大阪府看護協会の協力のもと設置・運営する。
- ◆ これら検査体制の強化により、大阪府域の検査キャパは1日あたりこれまでの約420検体から約470検体拡充し、約890検体となる。

＜感染拡大防止対策～医療提供体制の強化～＞

- ◆ 次に、「医療提供体制の強化」において、「十三市民病院の新型コロナ重点医療機関化」は、十三市民病院を新型コロナウイルス感染症患者の受入に特化する医療機関として今後運用していく。
- ◆ 「軽症者受入宿泊施設における医療提供体制への支援（5月補正：1億100万円）」については、大阪府が取り組んでいる軽症者及び無症状者の宿泊療養のために開設する宿泊施設の運営に必要な経費及び人的支援を行う。
- ◆ 本市が主として運営を支援する宿泊施設の大阪アカデミア（住之江区）は、居室数312室を確保している。
- ◆ 「市民病院における医療用資材の確保（5月補正：6億2,000万円）」については、医療従事者の感染防止のため、サージカルガウン、N95マスク、フェイスシールドなどを確保し、医療機関へ供給する。
- ◆ 「救急搬送用資器材の整備（5月補正：9億3,800万円）」については、今後、傷病者が大幅に増加した場合においても、安全に傷病者搬送を行うためにアイソレーター（陰圧装置付隔離型搬送資器材）14台等の救急搬送用資器材を整備する。
- ◆ 「感染症予防救済従事者手当等の増額」については、4月23日に「職員の特殊勤務手当に関する条例」及び「消防職員の特殊勤務手当に関する条例」を急施専決処分により改正し、令和2年2月1日以降に新型コロナウイルス感染症にかかる業務に従事した職員（保健師や消防士等）への感染症予防救済従事者手当を増額、警防活動手当に加算（いずれも日額3,000円）することとした。

＜感染拡大防止対策～社会福祉施設等における感染拡大防止対策～＞

- ◆ 次に、「社会福祉施設等における感染拡大防止対策」において、「マスク・消毒液等の確保など（5月補正：11億4,000万円）」は、児童福祉施設や障がい者支援施設等で使用するマスク・消毒液等の購入・確保や、施設の消毒に必要な経費を補助等する。

対象施設・補助等（マスク・消毒液等）

- ・ 民間保育所・認定こども園・地域型保育事業（645カ所）、認可外保育施設（379カ所）、児童養護施設等（116カ所）、放課後児童クラブ（198カ所）、公立保育所（一時預かり等含む）（140カ所）、市立幼稚園（52園）など施設・事業（1,740カ所）について、1施設あたり50万円を上限に購入経費を補助等
- ・ 障がい者支援施設、保護施設など（約8,000カ所）について、本市でマスク・消毒液等を一括購入し、各施設へ配布

- ◆ 「個室化促進改修費等補助金の創設など（5月補正：3億3,000万円）」については、老人福祉施設や児童福祉施設等において、施設内で新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者を空間的に分離するための個室化に要する改修費等を補助等する。

- ◆ 「障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援（5月補正：4億7,600万円）」については、通所系の障がい福祉サービス事業所・介護サービス事業所等が休業要請された場合においても、必要な福祉サービスを確保する観点から、例えば、訪問サービスに切り替えるなど、特別な形でサービス提供を行うために必要な経費を補助する。
- ◆ この他、在宅就労の推進等のため、障がい福祉サービス事業所におけるテレワークシステム導入経費等を補助する。

＜感染症拡大防止対策～予防ワクチン・治療薬等の早期実用化に向けて～＞

- ◆ 最後に「予防ワクチン・治療薬等の早期実用化に向けて」において、4月14日大阪府、国立大学法人大阪大学、公立大学法人大阪（大阪府立大学・大阪市立大学）、地方独立行政法人大阪府立病院機構及び地方独立行政法人大阪市民病院機構と連携協定を締結し、新型コロナウイルス感染症にかかる予防ワクチン・治療薬等の早期実現化に向け、研究開発を推進し、治験や臨床研究等の実施に向けた連携を図る。

＜市民の生活とくらしを守り、安全・安心を確保～子どもたちへの学習支援及び子育て世帯への支援～＞

- ◆ 2つ目の柱「市民の生活とくらしを守り、安全・安心を確保」については、まず「子どもたちへの学習支援及び子育て世帯への支援」において、動画配信サイト（YouTube）を活用した学習動画の配信やSNSを活用した児童生徒相談のほか、次のような取組を実施していく。
- ◆ 「学校教育 ICT 活用事業（5月補正：96億1,100万円）」については、令和5年度に達成予定だった、全小中学校の児童生徒を対象とした、学習者用端末の一人1台環境を令和2年度に前倒しして実現する。

全体整備台数：181,944台
（内訳）既整備分：22,056台、令和2年度当初予算計上分：46,877台、
令和2年度補正予算案計上分：113,011台

- ◆ 加えて、緊急時の家庭でのオンライン学習環境を整備するため、就学援助世帯等で、自宅にWi-Fi環境が整っていない家庭に対して、モバイルルータを貸与し、通信使用料を負担する。
- ◆ さらに、全小中学校にオンライン学習などを円滑に行えるよう、Webカメラ、マイクスピーカーなどの通信装置を整備する。
- ◆ 「子育て世帯への臨時特別給付金の支給（5月補正：30億7,500万円）」については、子育て世帯への生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人につき1万円の一時金を7月上旬から支給する。

対象児童数：約289,600人

- ◆ 「学校給食費の無償化（当初予算：77億400万円）」については、令和3年度実施に向けて検討することとしていた学校給食費の無償化を前倒しすることとし、令和2年度に限り、小中学校の全児童生徒を対象に実施する。

（年間の額）小学校：約45,000円、中学校：約49,500円
（給食を実施する学校数（令和2年度見込み））小学校：286校、中学校：128校
（給食を実施する児童生徒数（令和2年度見込み））
小学校：114,138人、 中学校：51,172人

<市民の生活とくらしを守り、安全・安心を確保～市民生活への支援～>

- ◆ 次に、「市民生活への支援」において、「特別定額給付金の支給（急施専決：2,772億6,500万円）」は、市民一人につき10万円を、6月中旬（オンライン申請分は、6月上旬）から支給開始する。
- ◆ 支給対象者は、基準日（令和2年4月27日）に、市区町村の住民基本台帳に記録されている者で、申請方法は、原則郵送申請又はオンライン申請となる。
- ◆ 「区役所における窓口業務等への対応としての緊急雇用対策（5月補正：1億2,300万円）」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、経営状況の悪化等により、離職を余儀なくされた方や、内定取り消しとなった方、事業活動の縮小により仕事を失われた方が増えつつある状況に鑑み、緊急雇用対策として、令和2年度内の期限付きで50名を任用する。
- ◆ 50名の募集に対して184名の応募があり、すでに5月1日から任用を開始しており、各区役所の窓口業務等に従事いただいている。
- ◆ 「上下水道料金の減免措置（影響額：76億6,900万円）」については、すべての市民・事業者を対象に水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本額の減免を実施する。

減免額 : 1カ月あたり1,540円（税込み）
（内訳）水道料金：935円、下水道使用料：605円
減免期間：令和2年7月検針分から9月検針分まで（3カ月間）
影響額 : 水道料金 46億5,600万円（税込み）
下水道使用料 30億1,300万円（税込み）
本減免措置に関して、市民・事業者の方からの申込みは不要

- ◆ 「市税の徴収猶予制度の特例の適用」については、地方税法の改正（4月30日公布）で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減収）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例が設けられ、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税について適用される。

- ◆ 「国民健康保険加入者への傷病手当金の創設（5月補正：6,100万円）」については、国民健康保険に加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり感染が疑われるときに、働くことができず給与が受けられない場合、傷病手当金を支給する。

〔適用期間：令和2年1月から令和2年9月まで〕

- ◆ 「住居確保給付金の対象拡大（5月補正：2億4,000万円）」については、4月20日からこれまでの対象に加えて、個人の責や都合によらない休業等により収入が減少し、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方も対象に加えて支給する。
- ◆ 「一時生活支援事業の受入体制の整備（5月補正：4,100万円）」については、一時生活支援事業を利用する住居のない生活困窮者に発熱者等が発生し、一時的に隔離する必要がある場合等に備え、受入体制を整備する。

<経済を支える事業者への支援～中小企業・個人事業主への支援～>

- ◆ 3つ目の柱「経済を支える事業者への支援」における「中小企業・個人事業主への支援」として、「休業要請支援金（急施専決：92億5,300万円）」については、大阪府から施設の使用制限による休業の協力要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、大阪府と共同して、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えする「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」を支給する。
- ◆ 大阪府で受付・支給を行い、対象者は、①大阪府内に主たる事業所を有していること、②大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、4月21日から5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること（食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時から午後8時までの間へと短縮する等の協力を行った場合のみ）、③令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること、の3つの要件を全て満たす中小企業・個人事業主となる。
- ◆ 支給金額は、中小企業が100万円、個人事業主が50万円
- ◆ 申請期間は、4月27日から5月31日（当日消印有効）まで
- ◆ 「緊急資金等保証認定窓口の体制強化（5月補正：3,000万円）」については、中小企業信用保険法第2条第5項に関連したセーフティネット保証及び同条第6項に関連した危機関連保証制度の認定業務等が増大しているため、窓口体制強化に必要な人員として、会計年度任用職員を新たに13名雇用する。

〔受付件数（4月30日時点）：15,569件、認定件数は、13,963件〕

- ◆ 最後に、「その他主な取組」について、これまで挙げた取組以外にも、「感染拡大防止対策」や「市民の生活とくらしを守り、安全・安心を確保」などに関する様々な取組を実施しており、一覧を記載している。